

『国富論』第五篇における 国家財政把握について

和田重司

一 はしがき

経済学のなかで、国家財政がどのように取扱われるべきかという問題について、マルクスの経済学批判体系プラン論争と相呼応して、最近宇佐美・島岡教授と武田教授との間で論争があった。⁽¹⁾ その結論的論点は、宇佐美・島岡教授が、国家論あるいはとくに国家権力の物的基礎を取扱う財政学は、経済学の中に含まるべきだという立場をとっておられるのに対して、武田教授は、国家政策一般したがって財政も「原理論」の範囲外にあるとされる点にある。周知のように「国富論」第三篇以降で、国家と経済との相互作用を理論的・歴史的に分析し、批判し、あわせてみずからの政策論を展開している。当然ながらこの壮大なスミス経済学の体系に対する右の三教授の評価も、いちじるしく対照的である。宇佐美・島岡教授によれば、「国富

論」は財政学の社会科学的に正しい取扱い方を示す一典型であり、それにいたる道標であるが、武田教授によれば、それは経済学の未分化、未熟さを示すものではない。⁽²⁾

私のこの小論は右の論争点にスミス「国富論」第五篇を中心とした学説史的研究を介して迂回的に接近し、主に武田教授のスミス評価をスミス理解の範囲内で検討してみようとするものである。ただし、教授は、ベティからリカードへの古典派経済学の発展を概観され、この過程で「経済学が科学としての性格を確立すればするほど……他の、政治問題ないし財政問題を直接その論議の対象とし、多かれ少なかれ、具体的・実践的提言をするという面は、しだいに清算されてゆき、影をひそめていった」ことを確認され、このことから「スミスはもちろん、リカード経済学においても、財政ないし租税に関する問題が、あのような形でなお、まだ論議されているということは、かえって彼等の経済学になおそれだけ、科学として未熟な点があり、科学として限られた面がある」という評価を示しておられるが、こうした見解に対しては、スミス評価に関しても、あるいは一般に経済学の構想に関しても、大きな疑問を感じざるをえないからである。⁽³⁾

さて、「国富論」では、まず個別資本の運動に即して富の直接的生産とその諸階級への分配の機構が解明され（第一・二篇）、この基礎的理論（教授のいわれる「本来の意味における経済理論」）に立脚して国家を主体とする財政が検討されている（第五篇）。あとで述べるように、その間にはおのずと分析

視角の相異があり、これは第一・二篇で明らかにされた諸範疇と第五篇の諸範疇の相異の中に反映しているが、その場合、スミス経済学における国家財政把握がどの程度まで科学的評価に耐えうるかという問題は、右の諸範疇間にどのような関連が見出されるかにかかっている、と考えられる。本稿の主眼は、こうした諸範疇間の論理的関連を検討し、そこにもられた理論的内容を確定することにおかれる。

(1) 武田隆夫「マルクス主義経済学と財政学」(『マルクス経済学の研究』所収)を参照。

(2) 宇佐美誠次郎「財政学の独自性について」『経済志林』第十七卷、一・二号、四五頁。

(3) 島恭彦「財政学原理」七頁参照。

(4) (5) 武田隆夫、前掲論文、二四七―八頁参照。

(6) 教授によれば、『資本論』において、……租税に関する論議が、もはや清算され、消滅している」のは、一方においては、租税の問題が、商品にはじまって諸階級に終る論理展開の「過程のなかの『必要な中間項』でもなければ、またこの過程を『諸階級』でとどめずにさらに論理的に展開してゆけば当然縫着するという問題でもないからである。そして、また、他方においては、マルクスにとつては……課税による分配関係の変更は、一応捨象して考えることが、かえって必要でさえあったからである。」(同右、二五八―九頁)「資本論」に関する右の見解は、とりもなおさず、一般に「資本主義の内的構造を説明するところ

の、本来の意味における経済理論」(同右、二六九頁)から、財政論を「清算」すべきであるという教授の経済学の構想の論拠になっているように理解される。私のこの小論での試みは、言葉を換えて表現すると、「資本制社会の内的構造」の解明は「諸階級」の把握で終るものだろうかという疑問、あるいはそれ以上の理論の展開は論理的矛盾に縫着せざるを得ないものだろうかという疑問を、スミスに立ち帰って検討してみようとするものである。

(7) 同右、二六九頁。

二 国家の経済的基礎

本論文の主旨にそって第一に取上げねばならないのは、市民社会の中で国家がどのように基礎づけられているかという点であろう。これはスミスの国家本質観を表明するものである。

周知のようにスミスは、政府の必然性を、経済の発展、生産力の発展、貧富の格差の増大、財産と不平等によって基礎づけている。また政府の可能性をも経済的原理によって基礎づけている。「国富論」で第一篇の分析が国家財政論に先だつて行なわれなければならないのは、右のような経済の政治規定的な関係によるものであろう。財産の対立関係から生ずる対立関係は、たんに国家権力によって秩序をもたせらるるのではなく、同時にこの秩序は、経済的な権威と服従の関係によって支えられているとスミスは考えている。

ところでそのさい注意をひかれるのは、国家の経済的基礎

が、資本だけでなく、大財産だけでもなく、ひとまず財産一般とされている点である。「かくして政府は……少しも財産をもたぬものに対する何程か財産をもつものの防衛である。」ところでこの財産なる範疇には、第一・二篇で解明された資本と土地所有、固定資本と流動資本などが一樣に含まれており、したがってその範疇的区別はひとまず消滅している。つまり国家を経済的に基礎づけたといっても、スミスは第一・二篇独自の範疇で直接基礎づけたわけではなく、その区別を隠ぺいするよ^うな総括的範疇によって基礎づけているのであり、かえって第一・二篇での前提事項たる財産(権の保全)によって基礎づけているのである。この事情は、ここではただ指摘するにとどめたい。

(1) 以上の点については高島善哉「スミス国富論講義」第五分冊一〇—一二頁参照。

(2) A. Smith, "The Wealth of Nations," Cannan's ed., 1937, p. 674. 大内兵衛訳「国富論」第四分冊、五〇頁。

(3) 「財産には三つの種類があって、それは土地、資材、貨幣である。」(「グラスゴー大学講義」高島善哉、水田洋訳、四三二頁)

三 租 税 論

ところで、スミスが租税とその転嫁の過程を理論的に分析している限りでは、スミスは直接に第一篇第六—十一章の価格

論・分配論に立脚している。第一篇では「自然価格」の分析を通して富の自然的分配が論じられたが、第五篇では「税つき価格」のもとでの富の分配のより一層複雑な姿が論じられる。この意味で武田教授がリカードについていわれると同じように、スミスにおいても租税論は経済学の中に解消されてしまっている^{のであり}、それゆえ、租税転嫁論は経済理論以外のなものでもない。また、すでに知られているように、右の分析でスミスがつかみだそうとしているのは、租税徴収が分配関係の攪乱を通して資本蓄積に対してどのように影響しているか、ということであった。これはスミス本来の関心事であり、スミスの国家批判(したがってスミス政策論)もこの具体的な理論的検討に立脚している。

さて、ここで注意しなければならない点は、第一篇の理論的分析を基礎にして、分配論および資本蓄積論という第一・二篇の経済理論的主題をより一層具体的に展開しているという点であり、同時にそのさい、第一篇の基本的諸範疇の区別をぬりつぶすような総括的範疇が使われている点である。前節でみた財産なる範疇もそうであった。第一篇では社会は資本家、労働者、地主の三大階級に分析された。第五篇での税目分類が、地代税、利潤税、賃金税を中軸にしているのは、第一篇の分析に直接立脚している。だが第五篇ではその他にスミスは第四項「各収入への無差別課税を目的とする税」という一項をつけ加えており、また消費者という包括的な把握がみられ、消費者は地主階級とならんでほとんどすべての税の最終負担者とされて

いる。消費者負担とは、利潤、地代、賃金の三大収入に——それぞれ程度の差はあれ——税金がかかることでなければならぬ。第一篇では、純剰余として担税能力をもつ地代を別とすれば、自然賃金とは労働者家族の必要生活費のことであり、自然利潤とは事業の長期的運営に不可欠な資本家の収入であったから、消費者負担は、とりもなおさず自然利潤、自然賃金の侵害でなければならぬ。だとすれば、第一篇の三大収入分析と第五篇の消費者負担なる租税現象、あるいは第一篇の三大階級分析と第五篇の消費者という常識的包括的把握とは、一見矛盾するものとなる。このことは、武田教授がいわれるように「租税の問題」が「原理論」における論理展開の「過程を『諸階級』にとどめずにさらに論理的に展開してゆけば、当然縫着するという問題……でない」がゆえに生じた論理的矛盾であろうか。あるいはまた財政が経済理論的把握に耐ええないことを示すものであろうか。

この疑問をスミスの説明に投げかけてみると、周知のことだが、スミスが第一篇で、租税問題を前提し度外視すべき理由を、あらかじめ述べていたことが想起される。「賃金、利潤および地代は、……いっさいの他の収入の三つの本源的源泉である。……いっさいの租税、またそれにもとづくいっさいの収入、いっさいの給料、恩給およびあらゆる種類の年金は、窮極的には収入のこれらの三つの本源的源泉のどれか一つからひきだされるものであって、労働の賃金か、資材の利潤か、または土地の地代から、直接にか(直接税——引用者)間接にか

(間接税——引用者)のいずれにしろ支払われるのである。」⁽⁶⁾ここでは第一篇の三大収入と租税源泉との理論的關係が明確に規定されており、消費者負担になるような租税収入は三大収入の派生形態にすぎないことが明らかにされ、そのうえで第一篇では租税や国家が捨象され、資本関係の再生産の基本的構造が問題となる。つまり事実上、「国富論」第一篇においても「課税による分配関係の変更は一応捨象して考えることがかえって必要であった」といえよう。ただそこでは、自然価格や三大収入の中に租税は吸収されていたと考えることもできよう。⁽⁸⁾このような形で、あらかじめ意識的に前提された租税問題が、第五篇であらためて取上げられているのである。租税転嫁論はこの側面から逆に、価格論、分配論を補充したものにすぎない。例えばスミスが、賃金税は賃金を騰貴させるといったとき、かれは、必要生活費という第一篇の一般的规定には、実は租税も含まれるということであらためて検討しなおしているわけであり、工業労賃課税と農業労賃課税と官吏の俸給課税とでは租税転嫁のプロセスがそれぞれ異なる、つまり「分配関係の変更」の仕方が異なることを明らかにすることによって、右の一般的规定を一層具体的に規定しなおしているわけである。一見矛盾したものに見えた三大収入と消費者負担なる租税現象との関連は、ひとまずこれで明らかであろう。そしてこうした意味で論理的矛盾がないのは、スミスが第一篇であらかじめ前提していたものを、第五篇であらためてとりだして論じたにすぎないからであり、またかれが同じ対象に一度は基本的規

定を与え、第五篇ではそれを一層具体的に規定しなおしたにすぎないからである、と考えることができよう。スミスの議論の細目においてはさまざまな混乱があり、これはまたこれ第一篇における混乱に依拠するところが大きいであろうが、経済学の構想の大筋においては、租税問題を捨象して論じられた第一篇の分析と第五篇の租税論との間の論理的構造は、見失われていないように思われる。

しかし右の点を指摘しただけでは、第五篇のより一層具体的な分析がふたたび第一篇に還元されてしまつて、スミスが三大階級のほかに消費者なる範疇を前面におしたてた理由が不明確になるだろう。スミスが論じた収入比例的人頭税にしろ、必需品課税にしろ、新聞などの印紙税にしろ（あるいはスミス以降に現われた所得税やその他多種多様な間接税にしろ）すべてこうしたものは、三大階級に無差別に課されるだけでなく、教師、官吏、法律家、兵士その他の不生産的諸階層にも等しく課されているのであつて、事態がこうであるとすれば、租税を問題にするときには、もはやたんに三大階級なる基礎範疇だけでは間に合わないことは明らかである。論議の対象そのものが、基礎範疇だけでは間に合わないより一層複雑なディメンジョンであるからである。換言すれば市民社会の総括としての国家が問題になるときは、たんに諸階級ではなく、また諸階級を総括するだけでもなく、さらに副次的・寄生的諸階層をも総括するような総括的範疇が構想されざるをえない。スミスのいう消費者はまがりなりにもこうした理論的要請にもとづくものと

いえよう。それはたんに三大階級の区別を抹消しているのではなく、三大階級とその他の諸階層を一括するものであるが、同時に忘れてならない点は、すでに述べたように、副次的諸階層の収入が第一篇の三大収入の派生形態と扱えられることによつて、三大階級と一定の理論的（内的）関連をもっていることであらう。つまりスミスは、J・B・セイなどはちがつて、三大階級と不生産的諸階層をたんに並列しているのではないのであつて、むしろその逆である。このことは、スミスが「資本制社会の内的構造」の解明を「諸階級」の分析に「とどめ」⁽⁹⁾ していないことを意味しているが、同時にそれが論理的に可能であり、必要であることを示唆しているように思われる。

- (1) 「グラスゴー大学講義—前掲訳、四三七頁。
- (2) 武田前掲論文、二四七頁参照。
- (3) リカードのスミス租税論批判の精彩が、この点でとくに鋭利な光を放っているのは、そのためである。
- (4) 井出文雄「古典派の財政論」（第二篇アダム・スミスの財政論）は、この観点からスミスを詳細に論究したものであり、私の小論でも多くを参照した。なおこの点でもリカードはスミスと軌を一にする。
- (5) 本稿第一節注(6)参照。
- (6) A. Smith, *op. cit.*, pp. 52—3. 大内兵衛・松川七郎訳「諸国民の富」第一分冊、一九六—七頁、また *cf. ibid.*, p. 777. 大内前掲訳第四分冊、二七五頁参照。
- (7) 本稿第一節注(6)参照。

(8) 例えばスミスはいう。「ふつうの職人でさえ……ばあ
いによつては演劇や人形芝居を見に行くこともでき、……
なにがしかの租税を支払う。」(A. Smith, op. cit., p. 317.
大内・松川前掲訳第二分冊、三四三頁)

(9) スミスとちがって、生産的労働の概念をサービス労働
にまで拡大し、国家経費(消費)を個人消費と並列する
J・B・セイの経済学においても、国家財政は経済学の中
で取扱われることになるだろうが、経済と国家との構造的
な連関、あるいは「資本制社会の内的構造」は、かえつて
見失われてしまふだろう。こうした見解と、スミスの古典
的な構造分析との対照的な相異については、後日論究した
いと思ふ。

(10) 本稿第一節注(6)参照。

(11) この点については、さらに本稿第五、六節で後述する
つもりである。

四 不生産的労働としての国家活動

「国富論」第二篇で、スミスは、「どれほど有用で、さらに
どれほど必要なものであろうとも」国家官吏はすべて「不生産
的労働者である」として、資本の再生産構造の中で僕婢なみの
地位を国家に与えた。いわゆる安価な政府論は、理論的にはこ
の不生産的労働の規定から導びきだされている。

このようにスミスは、第二篇で、国家活動を不生産的労働で
あると同時に有用労働であると規定したが、第二篇の分析視角

は、いうまでもなく生産的・不生産的労働の範疇的区別におか
れている。だが第五篇ではあとでみるように、有用労働なる範
疇が国家的見地から取上げられ、前面におしだされる。この意
味で第二篇と第五篇との間に観点の相異があることは明らかだ
が、その場合、すでにみた「財産」や「消費者」がそうであつ
たように、ここでも有用労働なる範疇は、生産的・不生産的労
働の範疇的区別を、ひとまず抹消しかつ総括したものであるよ
うにみえる。というのは、生産的労働が有用であるのは自明
だし、「国富論」では不生産的でそのうえ不働な労働は概して
「労働」なる範疇外のものにすぎないのだから、生産的労働も
不生産的労働も有用労働という範疇に総括され、一見その区別
は抹消されているからである。スミスはいつものようにこれら
の諸範疇間の論理的関連を必ずしもリジッドに説明してくれて
はいないが、スミスの議論の中から右の関連を再検討してみ
ると、これは、国家と経済との関連についてスミスがどのように
考えていたかを浮彫りにする一つの手がかりになりうるように
思われる。

さて、直接的には不生産的労働の規定によって基礎づけられ
た安価な政府論を、スミスが「国富論」全巻を通じて論証して
いたという周知の事実には、いささかの疑いもない。しかしこ
のことは、スミスが、たんなる安価な政府の論証を自己目的と
していたことを意味するものではないように思われる。またス
ミスは文明の進歩とともに(自然的自由の制度が行なわれるよ
うになつても)安価な政府が実現されると考えているわけでも

なかった。ましてや、武田教授がいわれるように「その主張する経済政策が、いわばなんの数值をもたない零の政策であった」⁽³⁾のではないであろう。わが国でも幾度か指摘されているように、むしろ逆でさえあるように思われる。これは、スミスが国家を不生産的だとして片づけたのではなく、同時に有用不可欠なものと考えたことによるのだが、本節ではさしあたり安価な政府論の性格を考えてみよう。

わが国のスミス研究ですでに充分解明されているように、スミスの右の思想はなによりも、スミスのよって立つ新興産業資本家的立場と当時の封建的・重商主義的国家(政策)との対立関係を示すものである。スミスは国家の現状批判を、国家一般に対する批判でもあるかのような形で行なっているのである。第五篇の表題自体が如実にこれを示している。「元首あるいは国家の収入について」というその表題は、スミスが元首と国家とを原理的に充分区別していないことを示しているが、これは同時に元首と政府との分離がまだ不十分で、封建的な権力関係が一掃されていなかった一歴史段階の国家を、そのまま理論上の問題として示していることを示している。マルクスが安価な政府論を評して「この見解は歴史的に興味がある」といって、価値論についてのように原理的な関心を示していないのは、そのためであろう。スミスが公債論でも、国有財産としての国家の農場経営に關しても、その他の産業的な公共事業に關しても、当時の国家の経済的能力を不当なまでに低評価したことはよく知られているが、これをそのまま国家一般の批判と受取ること

はできないであろう。そのような通説的理解が実はスミス誤解であるのは、さらに後述するように、スミスの理論に必ずしも安価でない政府をもとらえうる論理が秘められている点が、これを証明している。

それゆえさきに一言したように、スミスは、たんに安価な政府の論証を自己目的としているのではなく、スミスの理論的関心に即していえば、彼はただ、彼のつかんだ資本主義経済の必要に適合した国家経費(したがって「自然的自由の制度」というヴィジョンに導びかれて第一・二篇で解明された富の生産と分配の機構に適合した国家)はどんなものでなければならぬかを論証しようとしているだけである。そしてこの側面で有用労働なる範疇が前面に浮び上ってくるのである。現状批判としての安価な政府論も、国家活動を資本制生産にとって有用不可欠として規定した第五篇プロパーの見地から、考えなおしてみなければなるまい。

(1) cf. A. Smith, *op. cit.*, p. 315. 大内・松川訳第二分冊、三三九頁参照。

(2) 「諸国民の富」序論では、生産的労働と有用労働とは、同義語として使われている。(cf. *ibid.*, p. Ixiii. 大内・松川訳第一分冊、九二―三頁参照。)

(3) 武田前掲論文、二六九頁。また二四五頁参照。

(4) 例えば木村元一「自由主義における国家と経済」(板垣興一編「国家と経済」所収、八六―七頁)および島恭彦「安価な政府論の再構成」(彦根論叢四六・四七合併号)

を参照。

- (5) スミス自身こういつている。「一つの政府が他の政府よりも費用がかかるとわれわれがいう場合、それは一方の国が他の国よりも進歩しているというたのと同じである。」
 「グラスゴー大学講義」前掲訳、四三一—二頁)
 (6) 森七郎「アダム・スミスの財政論」(商経法論叢第一二巻第一号、五頁)参照。
 (7) K. Marx, "Theorien über den Mehrwert," (Dietz Verlag, 1956) Teil I, S. 264. 「剰余価値学説史」長谷部文雄訳第一分冊、四三二頁。
 (8) 「スミスにおける国家と市民社会」について、より一層広い視野から高島善哉教授は次のようにいつておられる。「イギリスにおいてさえ、国家なき国家観はいつでも歴史の強制により国家ある国家観へと矛盾なく転成しうるものであって、かかる融通自在なる性格をイギリス人の論理はもっていた。」(高島善哉「アダム・スミスの市民社会体系」八三頁)

五 有用労働としての国家活動

スミスは例えば国家の第三の義務(公共的施設の建設と維持)について、個別資本にとっては「経費を償いえない」ような事業でも、社会全体にとっては「きわめて有用」であるようなものは国家の手によって行なわれねばならないが、このような事業は社会全体にとっては「その経費を償わなっておお余りあるも

のである」⁽¹⁾、といっている。前節末尾の観点から読めば、この抽象的命題は一般的であるだけに、かえって重要で広い含みをもつ。ただスミスは右の社会的有用性の内容を、どこでも一義的に定義づけたりなどしていないので、本節ではそれをスミスの行論の間に立入って探りだし、生産的・不生産的労働との関連を考えてみよう。その場合この関連を確かめるには、産業的公共事業に関するスミスの議論を検討するのがもっとも好都合であるように思われるが、本節ではかえって右の関連を確定しにくく一例として国家教育論を取上げてみよう。

スミスは当時の大学教育の現状を批判して「非常にまずい」⁽²⁾と断じているが、その論拠は、その教育内容が学生の卒業後の「生涯を通じて従事する業務……のための準備として最善のものとは思われない」という点にあった。つまりスミスは、経済の実勢にマッチしなくなったといつて、教育の現状(一言でいえば封建的な教育)⁽³⁾を批判し、この見地からスミスは、自由主義的な教育政策を展開しているのだが、いづれにしてもそこには現状批判としての安価な政府論の一面を見出すことができる。

それでは国民教育に関してはいっさいの国家的関与は不必要であるかという点、そうではない。有名な事実⁽⁴⁾に属するが、スミスは分業の発達にともなつて「労働貧民」の「職業はきわめて簡単な」「作業に限られるようになり」、かれらは「なりうる限り無智蒙昧になる」という新しい資本主義的な事態に注意を喚起し、政府はその防止に「特別の骨折りをしなければなら

ない、といっている。こういったときスミスは、資本主義的生産の発展から新しく生じた「労働貧民」の堆積という資本主義的現実が、国家に対して、旧来の公教育とは異なった新しい形の教育行政を要請しているという資本主義的な事態を、正しくつかんでいるといえる。だから教育政策においても、純粋に資本主義的な新しい側面に関しては、そしてその限りで、たんに安価な政府をも、ましてや「政策零」をも主張してはいない、という点に注目すべきである。スミスはただ、平民教育に必要な国家経費が、旧来の封建的な教育制度にくらべれば、そしてまた教育効果が大きい割には、安あがりであろうといっているにすぎない。

まさにそれゆえにスミスが「完全だ」と考えた教育内容も、いちじるしく資本主義的な(あるいは資本の要請にマッチした)性格のものであって、これはスミスが教育の社会的有用性をどのように考えていたかを如実に示している。スミスが言及している平民教育の内容は「読み、書き、算術」と「幾何学と物理学の初歩」だけであるが、スミスはこれをもって平民教育としては「おそらく可能な限り完全であろう」といってはばからない。なぜか。それは「どんな普通の仕事でも、いくらか幾何学や機械学の原理を応用する機会のないのはまずない」からである。さきにもたようにスミスは、世間の実務の準備としては不適當だとして教育の封建的な現状を批判したが、これに呼応してここでは、どんな仕事につくにしても必要な初等教育の内容を考えている。スミスがどちらの場合にも、社会的生産

力の直接的間接的な担い手としての労働能力の形成を中心に考えていることは明らかであろう。この意味では、教育の社会的有用性の内容は、なによりも右の生産力視点に支えられていたといえるし、それゆえに教育労働は有用労働だとみられていたことがわかる。

さて本節初頭で述べたように、スミスは、社会にとって有用な公共事業は個別資本に対しては「経費を償いえない」(個別資本にとっては不生産的)としても、社会全体にとっては「経費を償ってなお余りあるもの」(社会全体にとっては生産的)であるといっていたが、右に例示したスミスの教育労働把握を念頭において理解すれば、第五篇で前面にだされた有用労働なる範疇は、実は、不生産的労働さえも結局のところ生産的なものとして認識するスミスの労働把握を、したがって社会的総労働に関するスミスの経済理論的分析を、意味していた点を、ここで確認することができよう。なぜならここでスミスは結局のところ社会的富の直接的生産(第一・二篇での生産的労働の分析)と、教育労働やその他の国家官吏の労働が、それぞれ社会的分業労働の一環として、どのような関連をもつかを事実上解明しているからである。それは「国富論」第一篇の分業労働に関する議論のつづきにはかならない。

さきに述べたように第五篇の有用労働は、第二篇の生産的・不生産的労働の範疇的区別を抹消し、両者を総括するものであった。スミスが第二篇で、不生産的労働を寄生的なものとして前提し、したがって有用労働に関する議論をあとまわしにし

て、国家を捨象したのは、まさにそのためである。なぜなら「租税の問題」は富の直接的生産とその分配の基本構造を明らかにするうえで「必要な中間項」ではないからであり、また有用労働なる範疇によっては資本の再生産の基本的構造はかえって隠べいされてしまうからである。ところが第五篇にいたってスミスは有用労働なる範疇を前面におしだし、国家の高みからもう一度富の再生産の構造を考察しなおしている。スミスがこの再考察を必要としたのは、価値措定的な、したがってそれによって「諸階級」が内的関連をもたされるような生産的労働の分析だけでは、「資本制社会の内的構造」はまだ基礎的な仕組みが解明されただけで、その総体的な仕組みはまだ明らかにされていないからであろう。その際第二篇の立場からは寄生的でしかなかった不生産的労働でさえもが、生産的労働と対立的な関連をもちながらも、間接的に生産的であるがゆえに有用である。有用労働はまえに述べたように、生産的労働をも不生産的労働をも包括する範疇ではあるが、両者を総括するという形式によって明らかにされた経済理論の内容は、右のように解されねばなるまい。右の三範疇のこのような関連は、経済と国家財政についてのスミスのいわば分業労働論的な把握を表現している⁽¹⁾、みるべきであろう。

(1) cf. A. Smith, *op. cit.*, p. 651 and p. 681. 大内前掲第三分冊四七七頁および第四分冊六五頁参照。

(2) *ibid.*, p. 721. 大内訳第四分冊一五四頁。

(3) *ibid.*, p. 728. 大内訳同右、一六七頁。

(4) cf. *ibid.*, pp. 722-8. 大内訳同右、一五四—一六八頁参照。

(5) cf. *ibid.*, pp. 734-5. 大内訳同右、一八二—三頁参照。

(6) cf. *ibid.*, p. 737. 大内訳同右、一八八頁参照。

(7) (8) (9) (10) *ibid.*, p. 737. 大内訳同右、一八八—九頁。

(11) 以上の教育論は本論文の主旨からいって論証しにくい一例である。スミスが論じた道路、運河、港、橋、造幣局、郵便局などの公共事業を例にとれば、本論文の主旨はより一層すっきり説明されよう。また教育の社会的有用性は、スミスが宗教教育をも論じていることからわかるように、本文で述べた視点だけからとらえられているのではない。それは、社会的道徳性のかん養、社会秩序の安定という点でも有用である。しかしこれは等価交換や資本蓄積の条件であるという意味では、ふたたび本文で述べた視点に還元されうる。司法、国防についても結局同じことがいえる。詳しくは井手前掲書参照。

(12) そのためにジョン・S・ミルは、その「経済学原理」第一篇生産論で、生産的・不生産的労働を論じ、技術教育や官吏の行政をも生産的労働と規定した。これが「生産論」でなされたために、物的生産と教育や行政との区別が、たんに直接的・間接的の区別に解消され、逆に両範疇の区別の本来の意義が消滅した。

(13) 本稿第一節注(6)参照。

六 む す び

さてこうみてくると、「国富論」第五篇は、第一・二篇を基礎に経済の総過程を国家の高みから論じなおしたものであるといふことができよう。それにより形式の上では、基礎的諸関係が隠べいされたが、内容のうえでは、議論はそれだけにいつそう具体化され、包括的になった。租税転嫁論は一層具体的な価格論・分配論にほかならなかつたし、スミスのいう「消費者」は三大階級のほかに不生産的諸階層をも総括するものであったが、消費者課税の税源を明らかにすることによって、両者の間の内的関連はより一層具体的に再確認された。また有用労働なる総括的範疇によって、スミスは生産的労働を基軸とする資本関係の再生産を、より一層包括的視点から論じなおしている。第一・二篇と第五篇との諸範疇の相異は、前者では概して個別資本の運動に即して社会的総資本の蓄積の構造が分析されており、後者では同じ対象を国家というそれ自体総括的な視点からみていふという視点の相異を表現しており、またそれらの諸範疇間の関連は、スミスが、その著書の表題に銘記した「諸国民の富の性質と諸原因」という同一対象を、経済と国家財政との両面にわたって、分業労働の体系として考察していることを示している。

ところで第一・二篇では国家が捨象されて資本関係の再生産の自律的機構が明らかにされたといえようが、この機構といえ

ども国家権力の発動なしには現実の運動をなしていないのは、自明である。スミスが、財産とその不平等、あるいは分業の発展は、政府を、したがって国家権力にもとづく租税の徴収と支出を、必然化し可能にするという現実的な基本認識に立って、経済学の体系を構想しているのはそのためであろう。そしてこの構想は資本主義社会の現実の運動が右のようであるからには、まったく当然であつたといわねばなるまい。こうしてスミスは一方では、租税現象が三大収入の範疇だけでは明らかにされえないことを述べるとともに、三大収入と、その派生形態としての租税との内的関連を一層具体的に再確認し、他方では、資本の再生産そのものが不生産的だといえ有用な分業労働の一環を必要とすることを述べ、これと生産的労働としての分業労働との構造的な関連を解明し、第一篇の分業労働の概念を拡張しているのだが、「資本制社会の内的構造」のこうした総体的分析なしには、分業論の体系としてのスミスの経済学の課題はもとより、一般に経済学の体系も、片手落ちになるであろう。スミスにとって経済学の中で国家財政を論ずることが必要不可欠であつたのも、右の理由によるといえよう。この点是一般に科学的経済学の体系という観点から、高く評価されねばなるまい。こうみてくると、スミス経済学では「原理論」と財政学が未分化であり「それだけ科学として未熟」だとされる武田教授の見解は、まさしく高く評価すべき点を低く評価するものではないかという疑問を生ぜしめるのであつて、「国富論」は、こうした低評価によって一しゆうされるには、はるかに健

全な科学的構想を学びとるべき素地を残すものといわねばなるまい。

(1) 内田義彦「経済学の生誕」を想起されたい。このすぐれた労作でも「国富論」第五篇に関しては論すべき点がある。

(2) こされているように思われる。
武国前掲論文、二四八頁。

(一橋大学大学院元学生)